美又温泉外湯施設サブコアエリア詳細設計業務仕様書

浜田市金城支所産業建設課

1 業務名

美又温泉外湯施設サブコアエリア詳細設計業務

2 業務の目的

本業務は、美又温泉の泉質を活かした外湯施設(以下「外湯施設」という。)整備に伴い、浜田市美又温泉国民保養センター(以下「保養センター」という。)の解体撤去後のサブコアエリアに駐車場、にぎわい創出エリア、美又温泉スタンド及び公衆トイレを整備するための詳細設計作成を目的とする。

※コアエリア…外湯施設本体を整備するエリア

※サブコアエリア…保養センターを解体して駐車場などを整備 するエリア

3 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日(水)まで

4 業務の実施に係る留意事項

受託者は、本業務の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施する。ただし、本仕様書で 示す業務の内容は概要を示したものであり、その実施に当た っては、本市と十分に協議すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び本市の条例、規則等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た個人情報又は本市の秘密事項を他に漏らしてはならないこと。
- (4) 本業務の成果物の所有権及び著作権は、本市に帰属するとと もに、受託者は、本業務の成果物及び資料、情報等を本市の 許可なく第三者に公表し、又は漏らしてはならないこと。
- (5) 受託者は、本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市に書面にて報告し、その承諾を得ること。ただし、簡易な

業務については、この限りでない。

(6) 上記に掲げるもののほか、受託者は、本業務の実施に関し疑義が生じたときは、速やかに本市と協議を行い、その指示を仰ぐこと。

5 業務の内容

「浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想及び基本計画」(以下「基本構想及び基本計画」という。)及び「美又温泉外湯施設詳細設計を含む実施計画」(以下「実施計画」という。)を踏まえ、サブコアエリアにおける以下の詳細設計等を行う。

(1) サブコアエリア詳細設計業務

ア 保養センター解体撤去工事

- ・保養センター(昭和 44 年築、RC 造 4 階 (一部 S 造)、延 べ面積 2,974 ㎡)の解体撤去工事にかかる設計
- イ 駐車場等整備工事
 - ・駐車場(約3,000 m²)及び外灯、植樹帯等の整備にかかる設計
 - ・にぎわい創出エリア 2 区画の整備にかかる設計(電気及び給水はメーターボックスまで、排水は排水施設までの配管を含む)
- ウ 美又温泉スタンド及びトイレ整備工事
 - 美又温泉スタンドの移設及びトイレ(約 20 m²)整備にか かる設計
- (2) 美又温泉全体湯量及びタンク容量等の検討
 - ・民間事業者による新規宿泊施設進出に伴う温泉配管経路及び美又温泉全体の湯量とタンク容量の検討をすること
- (3) 関係法令に基づく諸申請等業務 (手数料等を含む)
- (4) 概略工程表の作成(令和7年12月中に提出すること)
 - ・保養センターの解体手順の検討を行うなどして、令和 8 年 10 月末完成予定の工程とすること
- (5) 工事概算費用の作成 (令和7年12月中に提出すること)
 - ・サブコアエリア内の給排水や受電関係、温泉管の配管工 事費など漏れのないよう計上すること

- 6 公募型プロポーザル提案書等の提出
 - (1) 企画提案書【様式任意】
 - ア 企画提案書にかかる前提条件
 - ・「基本構想及び基本計画」(資料 1) 及び「実施計画」(資料 2) を踏まえた提案とすること
 - ・各工事の設計について提案される場合は簡易平面図と概算事業費を提示すること(概算事業費は、美又温泉全体 湯量及びタンク容量等の検討を除き全体で 277,800 千円 (税込) 以内とすること)
 - ・建設予定地の一部は土砂災害警戒区域イエローゾーンで あることに注意すること
 - イ 特定テーマ
 - ・美又温泉全体の湯量の再検討にかかる提案 (現状の供給 可能湯量や適切なタンク容量についての検討など)
 - (2) 添付書類
 - ア 提案書等提出届
 - イ 分担業務及び協力事務所調書
 - ウ参考見積書
- 7 業務計画書の提出
 - (1) 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、本市に提出し、その承認を受けること。

(2)業務計画書の内容

業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ア業務内容
- イ業務実施方針
- ウ 業務工程スケジュール
- 工業務実施体制及び組織図
- 才 業務主任技術者、担当技術者、照査技術者一覧及び経歴 _ま
- カ 協力業者等があるときは、協力業者等の概要、担当技術

者一覧表及び経歴者

- キ 業務実施フロー
- ク 打合せ計画
- ケ その他本市が必要とする事項

8 成果物

(1) サブコアエリアの詳細設計

成果物等	原 図	陽画焼又は複写	製本形態	摘 要
ア 保養センター解体撤去工事設計	1部	各 2 部	レザック 表紙	原図版 A3縮小 版
設仕面見平断矩展建電給外仮そ数積	1式			
その他資料				体裁は任意
不 駐車場等整備工事設計 設計 要書 計機書計 が が が が 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	1部	各 2 部	レザック表紙	
積算数量調書等 その他資料	1式			体裁は任意

ウ 美又温泉スタンド及び トイレ整備工事設計	1部	各 2 部	レザック 表 紙	原図版 A3縮小 版
仕敷配機衛給排数積 を と を と を と を と を と と と と と と と と と と	1式 1式			体裁は任意
エ 美又温泉全体湯量及び タンク容量等の検討 業務報告書 業務報告書(概要)				
オ 資料 各技術資料 構造計算データ 各記録書	1式 1式 1式		ファイル 綴じ	A4版
カ 電子データ ア〜オの電子データ	1 式			

(注)上記に記載のない事項で必要な成果物については、令和6年4月1日施行「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」に基づき、監督員と協議をして適宜納品すること。

※成果物の体裁等

- ●詳細設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示、 工事名称、図面名、称縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の 欄を設ける。
- ●電子データの提出は下記による。
 - ①提出メディアは次による。
 - · C D R 又は D V D R
 - ②ファイル形式は次による。
 - ・図面:DXF、JWW形式など調査職員の指示による。

- その他:エクセル、ワード、PDF
- (2) 議事録(打合せ議事録等ほか)
- (3) 業務完了報告書 1部
- (4) その他必要な資料

9 資料の提供等

本市は、受託者の業務の遂行に当たり、必要に応じて保有する資料を提供し、又は貸与するものとし、受託者は、その資料については、その責任において管理し、その取扱いについて十分注意するとともに、本業務の完了後、速やかに返却すること。

10 引渡し前における成果物の使用

本市は、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができるものとする。

11 提供資料

- 資料 1 浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想・基本計画 (抜粋)
- 資料 2 美又温泉外湯施設詳細設計を含む実施計画 (抜粋)
- 資料3 利用状況等(保養センター利用者実績、運営状況、美又温泉 利用客数の推移)
- 資料4 浜田市景観ガイドライン【美又温泉地区編】

12 その他

(1) 再委託の制限

受託者は、本事業の一部を再委託させる場合は、事前に書面にて報告し、浜田市の承諾を得なければならない。ただし、業務の主たる部分については、再委託してはならない。

- (2) 成果品の利用及び著作権
- ア 成果品に対する著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条 (複製権)、第 23 条 (公衆送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡 権)、第 26 条の 3 (貸与権)、及び第 28 条 (二次的著作物 の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利について は、浜田市に帰属するものとする。

- イ 浜田市は、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保 証するものとする。
- エ 第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合 の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) その他

- ア 受託者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- イ 地方自治法、同法施行令、浜田市契約事務規則等の関係規 程に従うこと。
- ウ 本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不備が発 覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、 これに要する経費は受託者の負担とする。
- エ 事業実施に当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに市に連絡すること。
- オ 業務目的の達成に当たり、より効果的かつ魅力的な事業と するため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- カ 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、 別途協議する。
- キ 本業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、 本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。その他、 業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議 の上決定すること。